

## 新可燃物処理施設「リンピアいなば」可燃ごみ直接搬入開始



【「リンピアいなば」施設完成イメージ】

鳥取県東部1市4町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）の可燃ごみを処理する新たな可燃物処理施設「リンピアいなば」は、令和4年4月1日から可燃ごみの全量受入を開始します。

令和4年4月1日以降、家庭及び事業所の可燃ごみを直接搬入する場合は「リンピアいなば」に持ち込みいただくこととなりますので、持ち込み方法などについてお知らせします。

### 1 直接搬入できる人

鳥取県東部1市4町に在住の人

### 2 搬入日、搬入時間

- ・月曜日～金曜日、祝日※ 午前8時30分～午後4時30分（お昼も搬入できます）
- ・土曜日 午前8時30分～正午
- ・日曜日および1月1日～3日は搬入できません。

※祝日が土曜日の場合の搬入時間は、午前8時30分から正午までになります。祝日が日曜日の場合は搬入できません。

### 3 処理手数料

搬入物の重量10キログラムにつき120円

### 4 搬入できる可燃ごみの具体例

生ごみ、衣類、本革、合成皮革製品（かばん、靴、ベルト、ボールなど）、紙製品、天然ゴム製品、布製品（天然繊維・合成繊維）、草、剪定枝（太さ3cm程度以下のもの）、木製家具などの木製品（幅120cm×高250cm×奥行90cmまでのもの）、丸太、角材（太さ25cm（直径又は一辺）かつ長さ200cmまでのもの）、動物の死体（有害鳥獣対策のため捕獲された動物は除く）

### 5 搬入にあたっての注意事項

#### ○持ち込みをお断りする場合

- ・分別が不十分な場合。（金具等は必ず取り外して施設に持ち込んでください）
- ・木製家具、丸太、角材などの搬入可能サイズを超過するもの。

#### ○ごみの積み降ろしの際の諸注意

- ・ごみの積み降ろしは搬入者自身が行い、貴重品等は車両等内に置いてください。作業中に誤って車両の鍵、財布等を廃棄した事例があります。
- ・貴重品等が混入しないようにしてください。誤って貴重品等を廃棄した場合、再び個人へ戻すことはできません。

#### ○その他注意事項

- ・あらかじめご家庭で分別してから持ち込みをお願いします。（プラットホーム内での分別はご遠慮ください）
- ・町指定ごみ袋（有料）に入れる必要はありません。

#### ○搬入経路について

- ・搬入経路に関するご案内については、新しいごみの分別手引き（令和4年2月下旬配布予定）をご覧ください。

問合せ先 鳥取県東部広域行政管理組合 ☎0857-26-0596